

# 1. 都道府県の意義について

## (1) 都道府県の意義

### ① 「憲法と地方自治研究会」における知事発言

<p>鳥取県知事 (平井伸治)</p>	<p>府県制は120年以上にわたって定着している制度であり、いわば慣習法的に憲法的秩序に連続していると考えられている。昭和58年の最高裁判決にあるとおり、<u>歴史的、政治的、社会的ユニットとして、民主主義の上の一つのパイプとして機能してきた都道府県という単位を大切にしなければいけない。</u>平成24年の最高裁判決では、都道府県を単位とすることに憲法的な理由は見いだせないと書かれているが、<u>憲法に書いていないのは当然の前提だからである。</u>投票価値の平等は大事な憲法上の価値であるが、<u>歴史的にも政治的にも社会的にも大事な役割を果たしてきた都道府県という単位を基本として選挙制度を組むことは国会の裁量の範囲内であると考えられる。</u></p> <p>都道府県には、例えば、<u>マスコミの支局が置かれたり、放送局や新聞社がある。</u>すなわち民主主義のユニットとして、<u>都道府県単位で意見の集約機能が現実には働いており、市郡役割とは異なる。</u>ここを過小評価すべきではない。私は、憲法の中に「<u>都道府県が地方自治の重要なユニットである</u>」ということを書くことで、<u>自ずからこの問題が解決していくことになるのではないかと思うし、事実上、参議院は地方の府として機能してきたのではないかと思う。</u></p>
<p>島根県知事 (溝口善兵衛)</p>	<p>国の地方自治体に対する施策の多くは、国会で決定された法律や予算に基づき、各都道府県が立案する計画・制度などにより、<u>都道府県とそれぞれの都道府県内の市町村が役割の分担・補完をしながら実施する仕組みとなっている。</u>つまり、日本では国の法制等により<u>県単位で地方行政が為されている</u>ということであり、<u>都道府県という単位が決定的に重要であると考えている。</u></p>

### ② 全国知事会 総合戦略・政権評価特別委員会における知事発言(平成28年4月14日)―(1)

<p>新潟県知事 (泉田裕彦)</p>	<p>参議院については地方代表のみとし、<u>人口の多寡に関わらず、面積も含めた国土保全や食料安全保障等、多様な観点から都道府県単位の対象が国政に参加する仕組みとなるよう、制度設計されるべきという考え方も取れる(代読)。</u></p>
<p>富山県知事 (石井隆一)</p>	<p>都道府県の役割が憲法上の、<u>今の憲法には書いてないけれども、もっと強調すべきだ</u>という今までの各県知事さんのお話に基本的に賛成であり、<u>ぜひそうしていただきたいと思う。</u></p>
<p>高知県知事 (尾崎正直)</p>	<p>都道府県なるものが、<u>いかにこの地方の自治において重要な役割を果たしているか、歴史的経緯によって一つの行政区画となったところ、そこにおいて一定独自の行政を発揮していく</u>ということが、<u>いかに国民の福祉の向上ということに資していくのか、ゆえにこういう構成であるべきなのだ</u>ということが、<u>しっかり憲法に書かれていれば、その参議院の選挙制度を論ずるにあたってその点も加味される</u>ということになったはず。</p>
<p>神奈川県知事 (黒岩 祐治)</p>	<p>地方自治の本旨や、<u>都道府県の性質、参議院と都道府県との関係などを十分に議論しない</u>うちに参議院の性格を合区問題解消ありきで変更し、<u>憲法改正を提言していく</u>ことは、<u>あまりにも、拙速といわざるを得ない(意見書提出)。</u></p>

## 1. 都道府県の意義について

### (1) 都道府県の意義

#### ② 全国知事会 総合戦略・政権評価特別委員会における知事発言(平成28年4月14日)―(2)

<p>鳥取県知事 (平井伸治)</p>	<p>参議院は衆議院とは異なる代表制度を採択しようとした。その中で職能代表制のような全国代表と、地方を代表する選挙区、当時は地方区といっていた都道府県単位の選挙区を採用したという経緯がある。</p>
<p>島根県知事 (溝口善兵衛)</p>	<p>制度論として都道府県制は、都道府県というか、地方の代表は参議院、参議院は地方の代表であるということと、しかし実態は色々な事情から都道府県で色々な物事が決まってくるような仕組みに行政全体としてなっているわけである、事実上の問題として。</p>

#### ③ 全国知事会議における知事発言(平成27年7月29日)

<p>山形県知事 (吉村美栄子)</p>	<p>47都道府県が国をつくっており、47人の国士が集まって国のことを論じるとき、それが反映されないのはおかしい。47人は地元から直接選ばれている人たちであり、その人達が国政の場でしっかりとした地方事情を反映させるべき。そういう仕組みに変える必要があり、憲法改正も視野に入れて抜本的な改正を図るべき。</p>
<p>鳥取県知事 (平井伸治)</p>	<p>商工団体にしろ、農業団体にしろ、教育論議にせよ、全て都道府県単位で議論をし、県議会で集約し、代表を選び、またそれぞれの意見を集約する。その意味で都道府県という単位が決定的に重要なのが、この国の統治構造だ。</p>
<p>島根県知事 (溝口善兵衛)</p>	<p>合区が導入されると、合区された県の間で意見が違った場合、県単位での民意を伝えることが困難。合区された県とされない県との間で新たな不公平が生じる都道府県単位に必要な定数を配分する仕組みを法律で定めるべきだと知事会としてメッセージを出すべき。</p>
<p>高知県知事 (尾崎正直)</p>	<p>このまま、都会出身の国会議員ばかりが増えて、都会に有利な政策ばかりが生み出されてしまって、本当に日本はいいのかわからない。ますます地方は不利な条件におかれ、都会に人が集中するという負のスパイラルに日本全体が陥ってしまうのではないかと懸念している。</p>
<p>大阪府知事 (松井一郎)</p>	<p>知事経験のある有識者の方が、参議院議員を地方代表として捉えることは、地元の選出国會議員に要望して国で物事を考えていくという真の分権型社会とは対極にあるものと発言していた。都道府県代表については、国会議員が国民全体の代表であるという(憲法の)原則に反するのではないかと懸念している。(副知事代理発言)。</p>

## 1. 都道府県の意義について

### (1) 都道府県の意義

#### ④ 大阪府定例記者会見における知事発言(平成28年4月20日)

<p>大阪府知事 (松井一郎)</p>	<p>今まで全国知事会も地方分権ということを言い続けてきたわけですよ。言い続けてきた。そこで、やっぱり国会議員を地域代表という捉え方をすると、地方分権とは反目し合うと思いますよ。要は、地方分権というのは、国は国の仕事、役割、国家として取り組まなければならない課題、例えば、外交、防衛、通貨。そして、広域自治体は、地域の経済だとか、成長のためのインフラだとか、道州制になれば、今の府県にまたがるような大きな広域課題に対応する。市町村が本当に、医療、福祉、教育、そういう身近な、まさに地域の声を聞いて、素早く政策を実現していく、実行していく、その役割と。要は、地方分権というのは、明確な役割分担の話なんです。それを全国知事会も言いながら、その地域の代表でという国会議員の捉え方をすると、これは、僕はちょっと言っていることと逆行するんじゃないかと思うし、地域から選ばれるので、地域のそういう問題点について、国政で議論するという役割は、担っているかもしれませんが、それがイコール合区を反対するということにはならない、こう思っています。</p>
-------------------------	---

#### ⑤ 全国アンケートの主な意見

・研究会の議論において、「全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会のほうで、都道府県に集約された民意を生かす機能とはどういうものかという点を地方自治の現場を預かる知事の生の意見で強化していただきたいと思う。」との指摘があり、本年6月、全国の知事に対して「都道府県の意義」についてのアンケートを行ったところ、40団体から回答を得た。(以下、主な意見)

<p>共同体としての存在(帰属意識)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国(くに)」は、古代以来の歴史があり、今日の都道府県文化に大きな影響</li> <li>○生活圏としての存在</li> <li>○地域へのアイデンティティーを持つことができる一定の広域性を持った区域</li> <li>○県単位で郷土愛が形成</li> <li>○自由民権運動以来、日本の民主主義は都道府県単位で発達してきた歴史</li> </ul>
<p>都道府県の果たすべき役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域防災(地震、津波、洪水など)、広域医療(鳥インフル、感染症対策:パンデミック)対応、産業振興、基盤整備、環境行政など市町村区域を越える事務について市町村と連携して実施</li> <li>○(都道府県内の人口集中抑制機能など)市町村単独では取組に限界があり、都道府県の積極的なイニシアチブが必要</li> <li>○地域のシンクタンクであるとともに、市町村の先導役として、地域の課題解決に向け、方向性や方法論を盛り込んだ実行計画を立案・提示する役割</li> </ul>

## 1. 都道府県の意義について

### (1) 都道府県の意義

#### ⑥ (最近の)世論調査

<p>朝日新聞 (6月27日朝刊)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6月18日、19日の両日に実施した全国世論調査(電話)を行った。 「県単位」が46%、「合区容認」は39%だった。</li> <li>○ 6月22日、23日の両日に合区対象4県において世論調査(電話)を実施 「選挙区は都道府県単位がよい」が7割前後にのぼり、「二つの県を一つにした選挙区があってもよい」は2割前後にとどまった。</li> </ul>
---------------------------	---

#### ⑦ (最近の)報道(6月20日 高知新聞 インタビュー:千葉大学名誉教授 新藤宗幸氏)

<p>憲法は国会議員を「全国民の代表」と規定する。地域との関係をどう考えるべきか</p>	<p>「全国民の代表として国の意思を決定する上でも、地域の問題は切り離せない。より多くの地域代表が多様な利害を国政に反映させるのが望ましい。それが成熟した社会の民主主義の在り方だ」</p>
<p>地域の問題とは</p>	<p>「例えば原発政策。政府が『原発をベースロード電源にする』と言っても、実際に立地するのは人口の少ない福島のような地方で、東京のような人口の多い都市部はただ電力を享受しているだけ。沖縄の米軍基地問題も同様だ。都市部の代表ばかりで国の方針を決めると、『地方の利害なんて知らないよ』となりかねない」</p>
<p>合区を容認する見方と、地域代表への厳しい見方は重なっている、ということか</p>	<p>「そうなるのは、地方分権改革から20年以上たつのに、いまだに分権が不徹底なためだ。いつまでそんな政治を続けるのか。国民も問い直さなくてはいけない」</p>

#### ⑧ (最近の)報道(6月22日 読売新聞 「参院選に望む」 専修大学教授 棟居快行氏)

<p>二院制を生かすため、参院議員を地方代表として位置づけることも与野党で合意が得やすいだろう。今回の参院選から導入される「合区」には異論が強い。参院議員を都道府県代表と位置づける一方、「強すぎる参院」と呼ばれる参院の権限や権能を弱め、バランスをとるべきだ。</p>
---

## 1. 都道府県の意義について

### ③ 関係法令等

#### 【地方自治法】

##### 第一編 総則

第1条の3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第2条 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

#### 【参考1 東京都特別区区長事件判決(昭和38年3月最高裁判決)】

本判決において、憲法上の「地方公共団体」であるための要件として、

①「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤」(共同体意識論)

②「地方自治の基本的権能を附与された地域団体」であることの、2要件を挙げている。

→都道府県も①②を満たすと考えられている。

#### 【参考2 大村内務大臣参議院選挙法提案理由説明(昭和21年12月：第91回帝国議会)】

【参考2】大村内務大臣参議院選挙法提案理由説明(昭和21年12月；第91回帝国議会)

「全国選出議員は、学識経験ともに優れた全国的な有名有為の人材を簡抜することを主眼とするとともに、職能的知識経験を有するものが選挙される可能性を生せしめることによって、職能代表制の有する長所を取り入れようとする狙いを持つもの」であり、こうした全国選出議員が「地域代表的性格を有する地方選出議員」と相まって、参議院を特徴あらしめる。

## 2. 要綱及び条文の検討について

### (1) 日本国憲法改正草案要綱(素案)

※要綱:法律改正の重要な部分をまとめたもの

#### ① 日本国憲法改正草案要綱(素案)概要

##### ○「地方自治の本旨」の明確化

- ・地方自治の一層の充実を図り、地方分権型社会を構築しようとしている我が国の現状にたった憲法改正を志向
- ・その考え方の理念となる、国民(住民)は、中央政府及び地方自治体にそれぞれ直接統治権を負託しているとの考え方を明確に規定

##### 【関係条文等】

前文:「地方自治」の充実を宣言

92条:「地方自治の本旨」の明確化、地方公共団体の役割(国との役割分担)

93条～95条:地方公共団体の権限の具現化、自治立法権、自治財政権、具体的保障手続き

##### ○「参議院」を「地方の府」に

- ・参議院は、創設時から地域代表的性格を有しており、都道府県を単位として集約した意見を国政の場に反映させる役割を果たすため、地域代表制を採用
- ・地方自治の基本原則を明確化し、立法過程に地方の意見を反映させることが重要であるという観点から、参議院を地方の府とし、地方に関する立法の議決を中心に一定の権限を与える

##### 【関係条文等】

43条:地域代表制

##### 【関係法令】

国会法、公職選挙法

## 2. 要綱及び条文の検討について

### (2) 条文改正(案)

#### ①-1 「92条」改正(案) 地方自治の基本理念を明確に規定

##### 【中間報告】

- ・ 地方自治の基本原則を明確化し、立法過程に地方の意見を反映させることが重要である。
- ・ 憲法を通じて、中央政府及び地方自治体にそれぞれ直接統治権を授けているという考え方が有力となってきている。
- ・ 地方分権を進め、地方自治の一層の充実を図ろうとしている我が国の現状を踏まえる。

##### 【改正案】（地方自治の本旨）

- 1 地方自治とは、地域の住民の発意に基づき、地域における統治主体たる地方自治体が、自己決定と自己責任により運営されることを言う。
- 2 地域住民は、地方自治へ積極的に参画する権利を有し、地方自治体は、その地域における統治及び自らの健全な発達のために必要な、固有の権能を有する。
- 3 このことによる、地域住民の意思が反映された地方自治の実現こそが「地方自治の本旨」であり、そこから生まれる福利は、国民全てが均しくこれを享受する。

##### 【現行】（地方自治の本旨）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める

## 2. 要綱及び条文の検討について

### ①-2 「92条」改正(案) 「国と地方の役割分担」に関する条文を追加

#### 【中間報告】

- ・ 地方自治の基本原則を明確化し、立法過程に地方の意見を反映させることが重要である。
- ・ 憲法を通じて、中央政府及び地方自治体にそれぞれ直接統治権を授けているという考え方が有力となってきている。
- ・ 地方分権を進め、地方自治の一層の充実を図ろうとしている我が国の現状を踏まえる。

#### 【改正案】（国と地方の役割分担）

国は、原則として、国際社会における国家としての存立に関わる役割や全国的に統一が必要な事業、全国的な規模若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策、その他国が本来果たすべき役割のみを担う。

#### 【現行】（地方自治の本旨）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める



## 2. 要綱及び条文の検討について

### ①-3 「92条」改正(案) 「地方自治体の定義」を追加

#### 【中間報告】

- ・ 現行憲法には都道府県や市町村の位置付けはないことから、憲法上都道府県と市町村の二層制(又は広域自治体と基礎自治体の二層制)を明記し、その上で都道府県が地方の代表の単位足り得る理由を明らかにする必要がある。

#### 【改正案】 (地方自治体の定義)

地方自治体は、住民に近接した基礎自治体と、これを包括する広域自治体、及びその他法律で定める特別地方自治体で構成される。

#### 【現行】 (地方自治の本旨)

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める

## 2. 要綱及び条文の検討について

### ②-1 94条改正(案) 地方自治体の「立法権」の明確化

#### 【第1回～第4回研究会における意見】

- ・ 立法権があることを明確化する必要がある。
- ・ 条例は、法律及び法律により委任を受けた命令の下にあるものではなく、憲法からダイレクトに委任されたものである。

#### 【改正案】(自治立法権)

- 1 地方自治体は、その地域における立法権を有し、条例を制定することができる。
- 2 国の立法権は、「地方自治の本旨」に則り、地方自治体の立法裁量を最大限尊重して行使される。
- 3 地方自治体の個別の行政に関する法律の規定は、地方自治体の条例による優先の余地を認める標準的規定としなければならない。

#### 【現行】(地方公共団体の権能)

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権利を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## 2. 要綱及び条文の検討について

### ②-2 94条改正(案) 地方自治体の「財政権」を具体化

#### 【第1回～第4回研究会における意見】

- ・大切なことは、ヨーロッパ地方自治憲章でいうと9条に書かれているが、例えば財政の自主権ということ、それから行政をちゃんと執行できるだけの財源を保障されるべきであるということ。
- ・自主財政権を憲法に書いた上で、財政調整の手続きを立法化し、その際、より地方公共団体の意見が反映されるように作らなくてはならない。

#### 【改正案】(自治財政権)

- 1 地方自治体は、「地方自治の本旨」に則り、その運営に必要な財政権を有する。
- 2 地方自治体は、その果たすべき役割を遂行するために、固有財源の充実が図られるとともに、適切な財源の配分がなされなければならない。
- 3 地方自治体は、自らの財政権に基づき、その地域において、税を課し、徴収することができる。
- 4 国から地方自治体に対する財政上の支出にあたっては、その支出の基準を法律により明らかにし、地方自治を制限するような条件を付してはならない。
- 5 地方自治体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方自治体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

#### 【現行】(地方公共団体の権能)

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権利を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

## 2. 要綱及び条文の検討について

### ③ 95条改正(案) 地方自治を保障する具体的規定の新設

#### 【第1回～第4回研究会における意見】

- ・実際に国と地方の間で、地方の立法権の規定があっても、それについて国からのいろいろな干渉がある、或いは国の不作為が邪魔になっているという時に、国と地方の間で健全な形で、その紛争を決着をつけていく、そしてそれが全体として国全体のガバナンスをうまく回していく、というためには国と地方の紛争処理のあり方を、よりきちんと整備していくということが必要かと思う。

#### 【改正案】(地方自治の保障規定)

特定の地方自治体のみにも適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

地方自治に影響を及ぼす重要な法律については、法律の定めるところにより、地方自治体を代表する機関との協議を経なければ、国会はこれを制定することができない。

地方自治体は、一切の法律、命令、規則、条例その他の関与について、地方自治の本旨に反し、効力を有しないことについて、司法的救済を訴える権利を有する。

#### 【現行】(特別法の住民投票)

一の地方公共団体のみにも適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会はこれを制定することができない。

## 2. 要綱及び条文の検討について

### ④ 43条改正(案) 参議院を「地方の府」とする

#### 【中間報告】

- ・参議院は、創設時から地域代表的性格を有しており、都道府県を単位として集約した意見を国政の場に反映させる役割を果たしていることを踏まえれば、参議院において、衆議院とは異なる代表原理である地域代表制を採用することは、国会に多様な民意を反映させるという二院制の趣旨に照らし、有力な選択肢となり得るものであると考えられる。

#### 【改正案】（参議院の地域代表制）

衆議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織し、参議院は、広域自治体の区域ごとに選出された地方自治体の代表者で組織する。

#### 【現行】（全国民の代表）

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

#### 【中間報告における留意点】

- ・参議院の権限の見直しを伴うことが考えられ、二院制の在り方及び参議院の性格についての全体的な議論が必要。また、二院制の在り方や参議院の性格にあわせ、それにふさわしい選挙制度を構築することが必要である。

### 3. 国会法・公職選挙法の改正について

#### (1) 地域代表制の法定化(国会法・公職選挙法の改正(例示))

##### 【国会法】(赤字が改正部分)

##### 第1章 国会の位置づけ

第1条 両議院は、憲法四三条に基づき、全国民から選挙された議員で組織する。

2 参議院については、都道府県を区域として選挙された議員で組織する。

##### 第2章 国会の召集及び開会式

第2条 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

2 常会の召集詔書は、少なくとも十日前にこれを公布しなければならない。

3 臨時会及び特別会(日本国憲法第五十四条により召集された国会をいう)の召集詔書の公布は、前項によることを要しない。

第3条 常会は、毎年一月中に召集するのを常例とする。

##### 【公職選挙法】(赤字が改正部分)

##### (参議院選挙区選出議員の選挙区)

第14条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区は都道府県を区域として選挙することとし、各選挙区ごとの選挙すべき議員の数は二とする。~~及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。~~

##### 【中間報告】

- ・国会法に都道府県代表としての参議院の在り方を新たに記載するとともに、公職選挙法の見直しを行う。

## (1) 地方自治の本旨(趣旨等)比較表①

	概念	補足
日本国憲法	地方自治の本旨については明文にはないが、一般的には地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」から構成されると解されている。	「住民自治」＝住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること  「団体自治」＝地域において、地方自治体が自主的・自立的に、国からの干渉を受けず、自己責任により、地域の実情に沿った行政を実施
全国知事会 「憲法問題に関する 報告書」 (平成18年3月)	真の国民主権を実現するためには、地方自治の基本原則である住民自治及びそれを制度的に保障する団体自治を具体的権利として憲法上明記することが不可欠である。	
衆議院憲法審査会 憲法に関する主な論点 (第8章 地方自治)に 関する参考資料 (平成25年8月作成)	【憲法改正を必要とする意見】 「地方自治の本旨」は、表現が抽象的で意味が分かりづらいので、明確な表現にすべきである。 「地方自治の本旨」の内容として、国家といえども侵すべからざる地方自治の原理があるとする自律的自治観を確認すべきである。	
徳島県 「地方自治に関する憲法 課題研究会」報告書 (平成27年4月)	地方自治の本旨とは「固有の権能を有する地方自治体による、地域住民の意思が反映された地方自治の実現」※地方自治体は、住民から直接負託された固有の自治権を有する。	
ヨーロッパ地方自治 憲章(1985年)	(地方自治の概念) 地方自治とは、法律の範囲内で、自らの責任で住民の利益のために、公的事務の相当部分を管理運営する地方自治体の権利及び能力のことをいう。	地方自治の原則は、少なくとも国内の成文法により、できれば憲法によって認められなければならないと規定している。

## (2) 地方自治の本旨(条文関係)比較表②

	条文(改正案)	補足
日本国憲法	〔地方自治の本旨の確保〕 第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。	
PHP総合研究所 「二十一世紀日本国憲法私案」 (平成16年)	(州の権能) 州は、次の事項に関して、立法を行い、行政を遂行する権能を有する。 (以下略)	道州制を前提としている。
読売新聞 「日本国憲法改正試案」 (平成16年発表分)	(地方自治の原則) (1)地方自治は、地方自治体及びその住民の自立と自己責任を原則とする。 (2)地方自治体の組織及び運営に関する事項は、前項の原則を尊重して、法律でこれを定める。 (3)地方自治体は、国と協力して、住民の福祉の増進に努めなければならない。地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地域住民と地方公共団体の自治権を尊重して、法律でこれを定める。	
自由民主党 「日本国憲法改正草案」 (平成24年4月)	(地方自治の本旨) 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。 (地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等) 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互の協力しなければならない。	「住民自治」と「団体自治」を明記。
徳島県 「地方自治に関する憲法課題研究会」報告書 (平成27年4月)	(地方自治の本旨)改正条文案 地方自治とは、地域の住民の発意に基づき、地域における統治主体たる地方自治体が、自己決定と自己責任により運営されることを言う。地域住民は、地方自治へ積極的に参画する権利を有し、地方自治体は、その地域における統治及び自らの健全な発達のために必要な、固有の権利を有する。このことにより、地域住民の意思が反映された地方自治の実現こそが「地方自治の本旨」であり、そこから生まれる福利は、国民全てが均しくこれを享受する。 (国と地方の役割分担) 国は、原則として、国際社会における国家としての存立に関わる役割や全国的に統一が必要な事業、全国的な規模若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策、その他国が本来果たすべき役割のみを担う。	地方自治の本旨とは「固有の権能を有する地方自治体による、地域住民の意思が反映された地方自治の実現」※地方自治体は、住民から直接負託された固有の自治権を有する。



### (3) 参議院(二院制) 条文比較表

	条文(改正案)	補足
日本国憲法	第43条(全国民の代表) 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。 第59条(衆議院の優越) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。	
PHP総合研究所 「二十一世紀日本国憲法私案」 (平成16年)	(両院制) 国会は、国民代表議院および州代表議院の両議員で構成する。 (法律案の議決に関する国民代表議院の優越) 国民代表議院で可決し、州代表議院でこれと異なつた議決をした法律案は、国民代表議院で出席議院の三分の二以上で再び可決した場合に、法律となる。	※道州制
読売新聞 「日本国憲法改正試案」 (平成16年発表分)	(両議院) 両議院は、選挙された議員でこれを組織する。 議員は、全国民を代表する。 (衆議院の優越) (2)衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の過半数で再び可決したときは、法律となる。	
自由民主党 「日本国憲法改正草案」 (平成24年4月)	(両議院) 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。 (衆議院の優越) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。	
徳島県 「地方自治に関する憲法課題研究会」報告書 (平成27年4月)	(両議院) 衆議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織し、参議院は、広域自治体の区域ごとに選出された広域自治体の代表者で組織する。 (衆議院の優越) 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。ただし、地方自治体の組織と運営に関する法律案については、参議院の三分の二以上の多数により、衆議院と異なつた議決をした場合は、この限りではない。	※参議院については、広域自治体の首長の兼職を想定。 ※地方自治体の組織と運営に関する法律案については、参議院が優越(地方の府としての役割)。

## 全体スケジュール(案)

今回

**第5回 7月1日(金) 午後1時から午後2時45分**

- (議事)
- ①要綱及び条文の検討について
  - ②その他(今後の予定など)

今回の意見を踏まえ、WGによる条文等の検討  
(必要に応じて研究会)

○ **10月 研究会における取りまとめ(予定)**

- (議事)
- ①条文改正案取りまとめ
  - ②報告書(案)について

○ **11月(予定)**

全国知事会にて、研究会取りまとめ内容の報告